

一般事業主行動計画書

次世代育成支援対策法に基き、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1、計画期間 令和5年4月5日から令和8年3月31日までの3年間

2、計画内容

目 標 : 時間外・休日労働の削減のための措置の実施

《対策》

令和5年4月～ 多能工の育成

令和5年4月～ 管理職に対し個人毎に時間外の実施状況の明示

目 標 : 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

《対策》

令和5年 6月～（4月支給者） 半期毎に取得実施状況を全社に報告

令和5年12月～（10月支給者） 半期毎に取得実施状況を全社に報告